

内灘町耐震改修促進計画

平成 30 年 4 月

内灘町都市整備部 都市建設課

目 次

第 1 章 計画の概要と耐震化の方針

- 1-1 計画改定の背景 1
- 1-2 耐震改修促進計画の概要 2
- 1-3 想定される地震 4
- 1-4 耐震化の必要性 14

第 2 章 耐震化の現状と目標

- 2-1 住宅の耐震化の現状と目標 18
- 2-2 多数の者が利用する建築物等の耐震化の現状と目標 . . . 21

第 3 章 耐震化への取り組み

- 3-1 耐震化の方針 24
- 3-2 耐震診断、耐震改修の助成制度 25
- 3-3 相談体制の強化 28
- 3-4 啓発普及活動の充実 29

1章

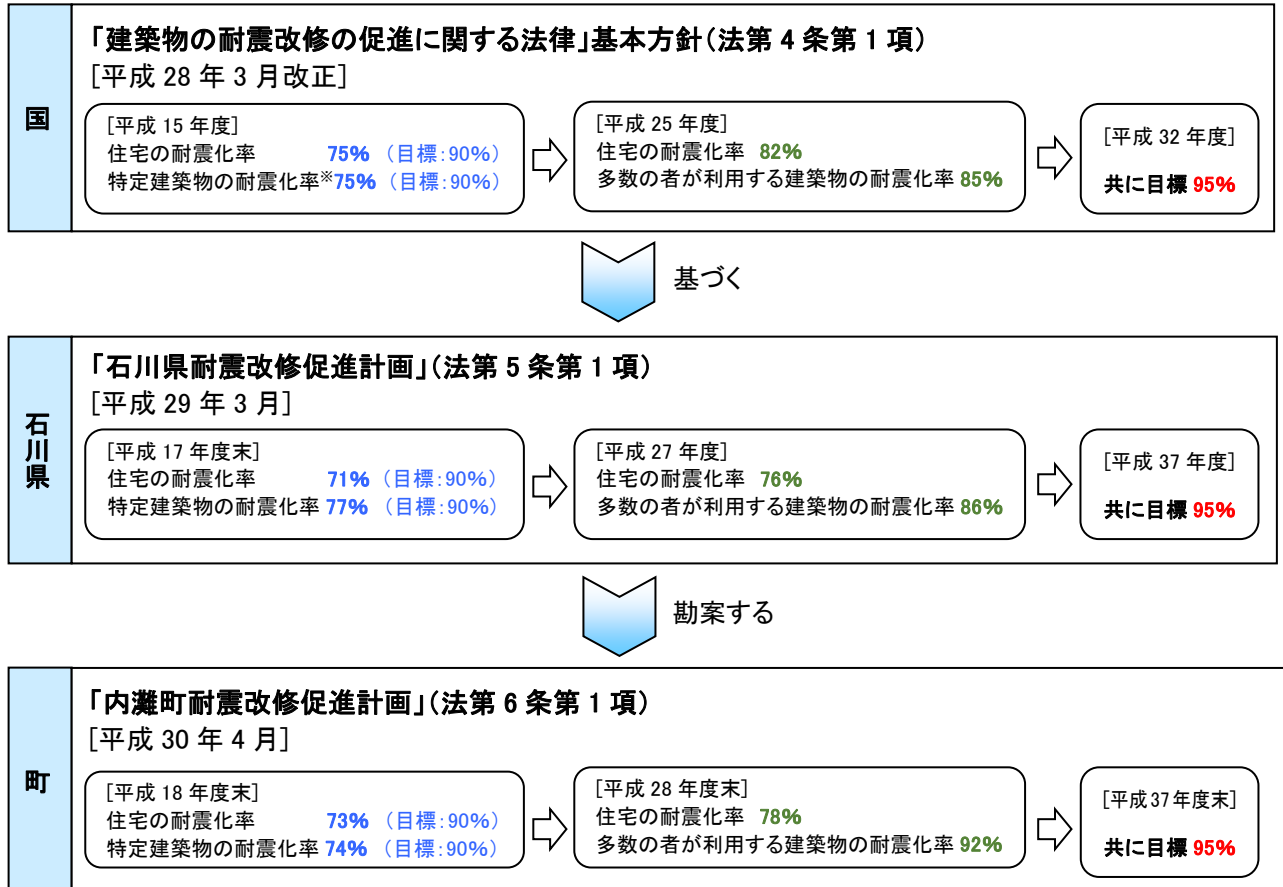
計画の概要と耐震化の方針

1-1 計画改定の背景

平成 18 年に改正された「建築物の耐震改修の促進に関する法律」と平成 19 年度に策定された「石川県耐震改修促進計画」の内容に基づき、「内灘町耐震改修促進計画」を策定し、平成 27 年度末までに耐震性を満たす住宅・建築物の割合を 90%にすることを目標に掲げ、耐震化の促進に取り組んできましたが、全国的に目標値の達成に至っていない状況です。

一方、国は耐震化率の現状と南海トラフ巨大地震や首都直下型地震の発生の切迫性から、平成 25 年に「耐震改修促進法」を改正し、不特定多数の者が利用する大規模建築物等において耐震診断の実施義務を課すなど、建築物の地震に対する安全性の向上を図っています。石川県においても平成 19 年度に策定した「石川県耐震改修促進計画」を平成 29 年 3 月に改定し、県全体の耐震化促進へ向けた取り組みを始めています。

本計画は、平成 19 年度に策定した「内灘町耐震改修促進計画」が計画年度に達したことを受け、改正された「耐震改修促進法」と改定された「石川県耐震改修促進計画」の内容を踏まえ、計画の改定を行うものです。



* 特定建築物は「建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成 25 年 11 月改正)」の改正に伴い、多数の者が利用する建築物(耐震改修促進法第 14 条第 1 号に掲げる建築物)となりました。

1-2 耐震改修促進計画の概要

1) 計画の目的

本計画は、地震による建築物の倒壊等の被害を未然に防止し、町民の生命や財産を保護するため、住宅・建築物の耐震診断・耐震改修を促進することを目的とします。



2) 計画の対象期間

本計画は、平成30年度から平成37年度までを対象に、耐震化促進に必要な目標と取り組み等について記載するものです。

なお、必要に応じ計画の進捗状況等と合わせて検証し、目標や計画内容を見直すこととします。また、それ以外にも制度の見直しや大規模な災害の発生等により、必要に応じて、見直すこととします。

3) 耐震化を促進する建築物

本計画では特に耐震化を図るべき建築物として、建築基準法等の耐震関係規定に適合していない建築物（耐震強度が不足する建築物）を対象に、耐震化を促進します。

① 住宅及び共同住宅

阪神・淡路大震災では、死者数の約9割が住宅の倒壊等によるものでした。生命、財産を守るための基本となる、住宅の耐震化を促進します。



② 多数の者が利用する建築物等

地震により倒壊した場合、大きな被害をもたらすことが想定される多数の者が利用する建築物等（特定既存耐震不適格建築物）の耐震化を促進します。

※詳細は次項参照



多数の者が利用する建築物等（特定既存耐震不適格建築物等一覧）

用途		特定既存耐震不適格建築物 ^{※1} の規模要件	耐震診断義務付け 対象建築物 ^{※2} の要件
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程 若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上	
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上
ボート場、スケート場、水泳場、その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
病院、診療所			
劇場、観覧場、映画館、演芸場			
集会場、公会堂			
展示場			
卸売市場			
百貨店、マーケット、その他の物品販売業を営む店舗			
ホテル、旅館			
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿			
事務所			
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホーム、 その他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター、 その他これらに類するもの		階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
幼稚園、保育所			
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
遊技場			
公衆浴場			
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール、 その他これらに類するもの			
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行、 その他これらに類するサービス業を営む店舗			
工場（危険物の貯蔵所又は処理場の用途に供する建築物を除く。）			
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			
自動車車庫その他の自動車又は自転車の 停留又は駐車のための施設			
保健所、税務署、その他これらに類する公益上必要な建築物			
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物			
避難路沿道建築物		耐震改修等促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）	耐震改修等促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）
防災拠点である建築物			耐震改修等促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物

※1 特定既存耐震不適格建築物：耐震改修促進法第14条の規定による建築物

※2 耐震診断義務付け対象建築物：耐震改修促進法附則第3条の規定による建築物

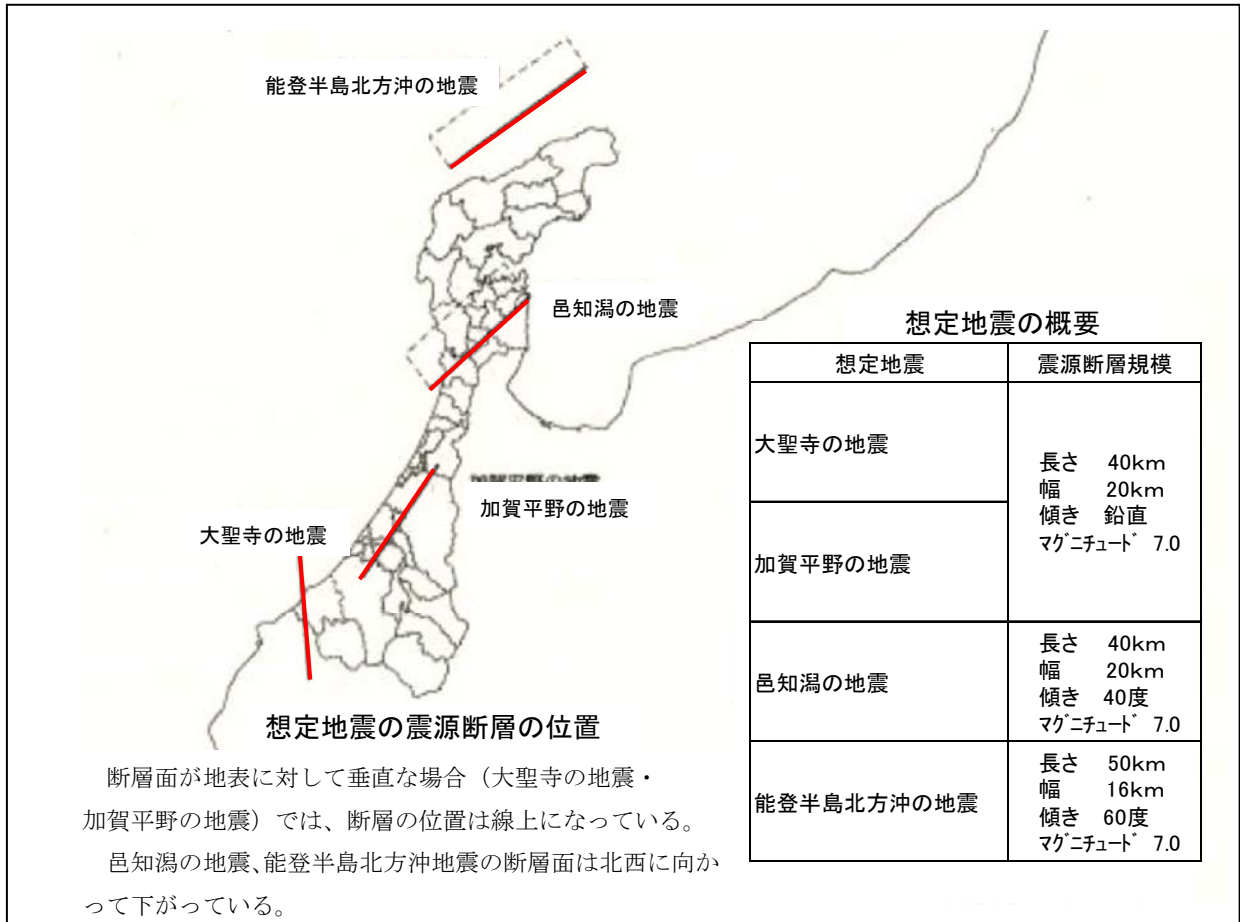
1-3 想定される地震

1) 想定される地震

石川県の実施した「地震被害想定調査」では、大聖寺、加賀平野、邑知潟及び能登半島北方沖の4つの地震を想定しています。

このうち、内灘町に被害影響があるとされているのは、加賀平野の地震及び邑知潟の地震で、加賀平野の地震では大きな被害があるとされています。

▼ 想定される地震

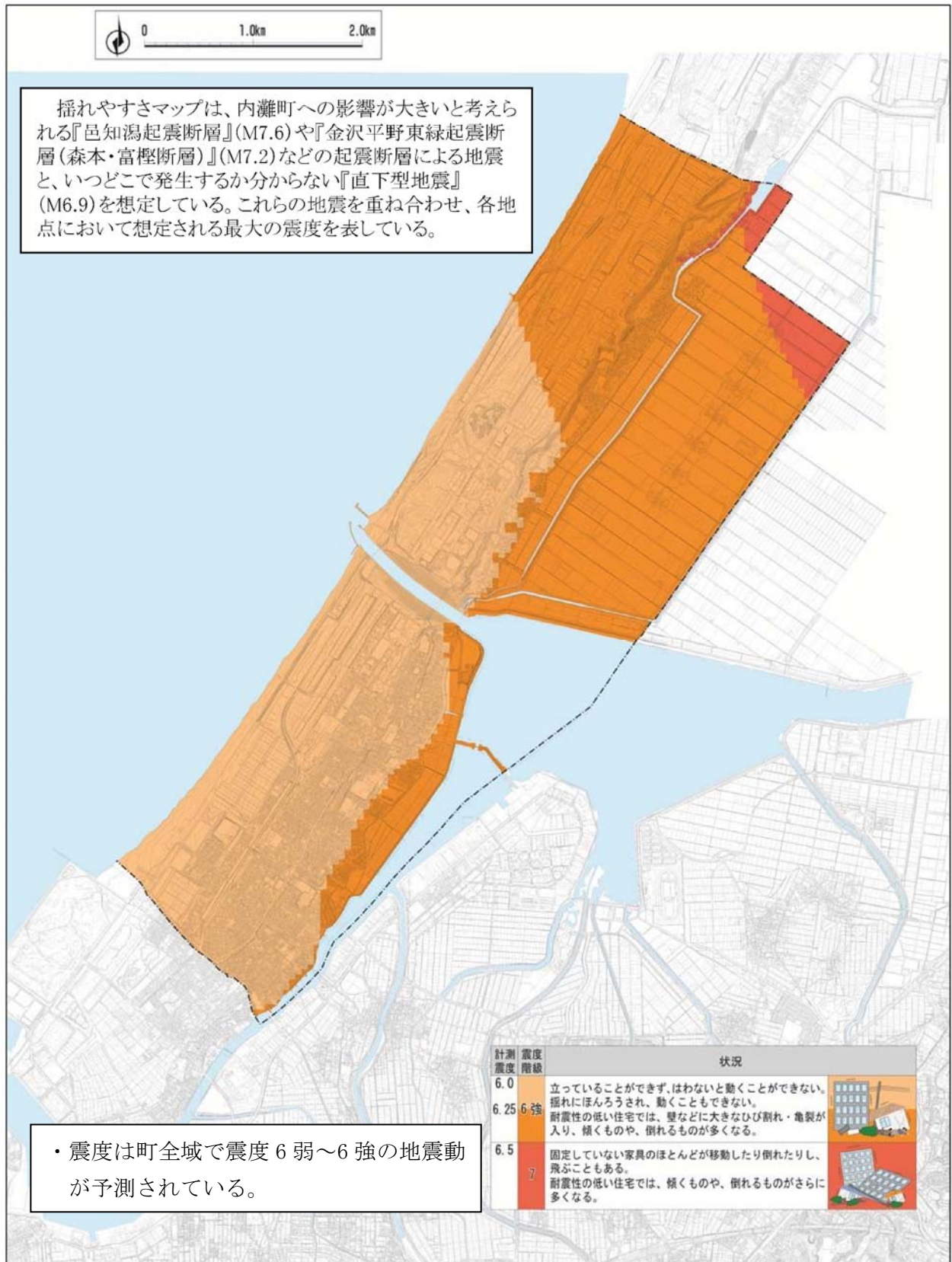


▼ 地震の評価

区分	災害の概況	救命消火期			生活支援期の問題点	地域間の災害応援
		被災中心域	被災地周辺域	注意地域		
加賀平野の地震	<ul style="list-style-type: none"> 加賀平野に広く影響を及ぼす広域災害である。 特に、河北、金沢、加賀南部の各地域に大きな影響を及ぼし、隣接する加賀北部地域に波及する。 能登中部地域の一部でも注意を要する。 	[金沢市・河北地域] 金沢市 かほく市 津幡町 [加賀南部地域] 小松市 能美市 白山市	[金沢市・河北地域] 内灘町 かほく市 [加賀南部地域] 能美市 加賀市	白山市 野々市市 川北町 中能登町	<ul style="list-style-type: none"> 邑知潟より北側の地域と白山山麓を除いて避難や生活支障が問題となる。特に避難は重い課題となる。 	<ul style="list-style-type: none"> この地震は広域にわたって甚大な災害をもたらすので、全国規模の災害応援が必要となる。
邑知潟の地震	<ul style="list-style-type: none"> 邑知潟を中心とし、能登中部地域と周辺地域の一部に大きな影響を及ぼす災害 	七尾市 羽咋市 宝達志水町 中能登町	輪島市 七尾市 穴水町 能登町 津幡町 かほく市 志賀町	珠洲市 能登町 内灘町 金沢市	<ul style="list-style-type: none"> 能登中部地域で避難が大きな問題となり、河北地域の大半と能登北部地域の一部にも問題が波及する。 生活支障は能登中部地域から周辺地域に広がるが、河北地域で重いことが注目される。 	<ul style="list-style-type: none"> 地震後早い時期から金沢市、小松市方面の市町などにより行われる必要がある。

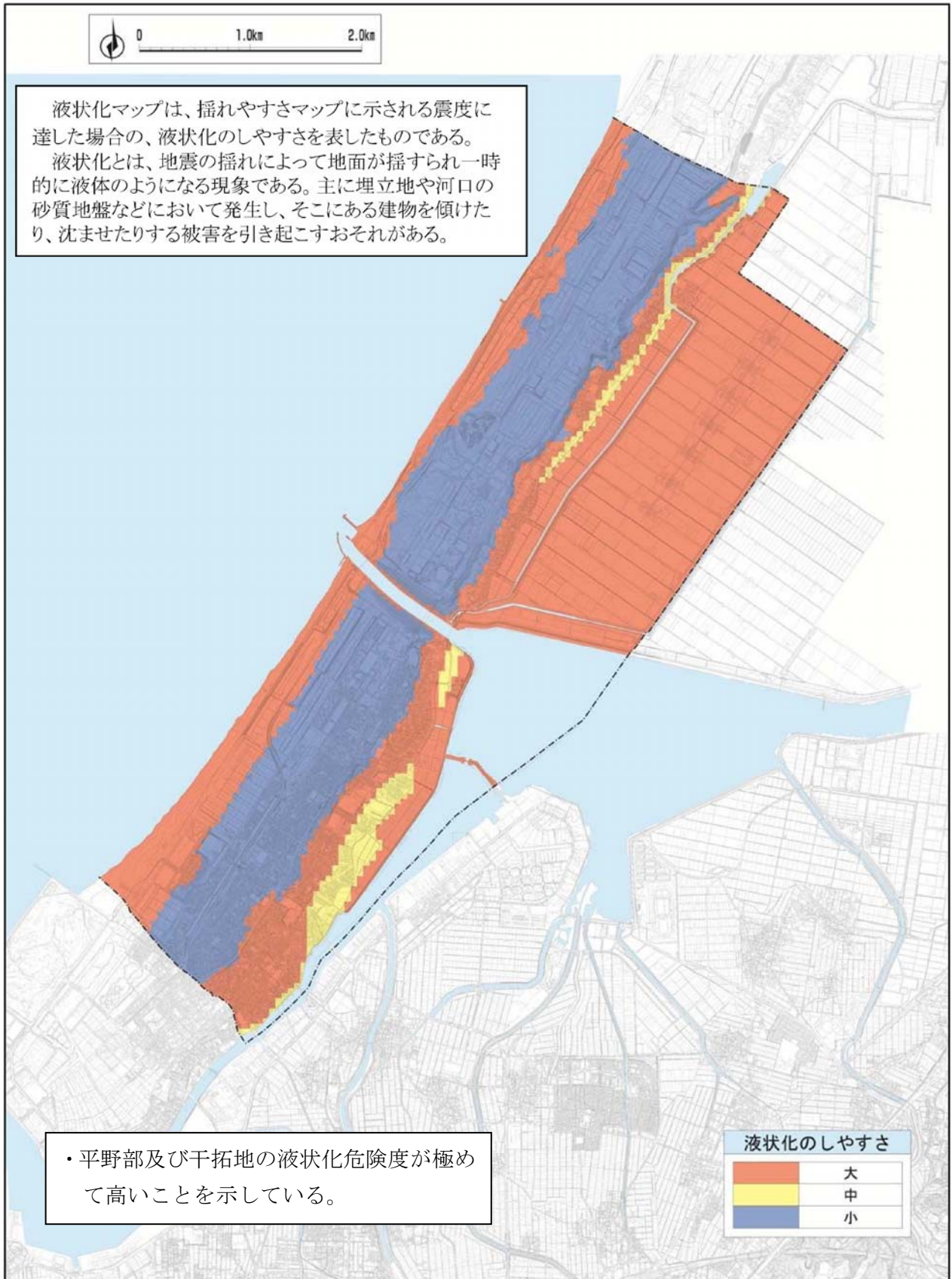
(出典: 石川県地域防災計画 H29.5)

▼揺れやすさマップ



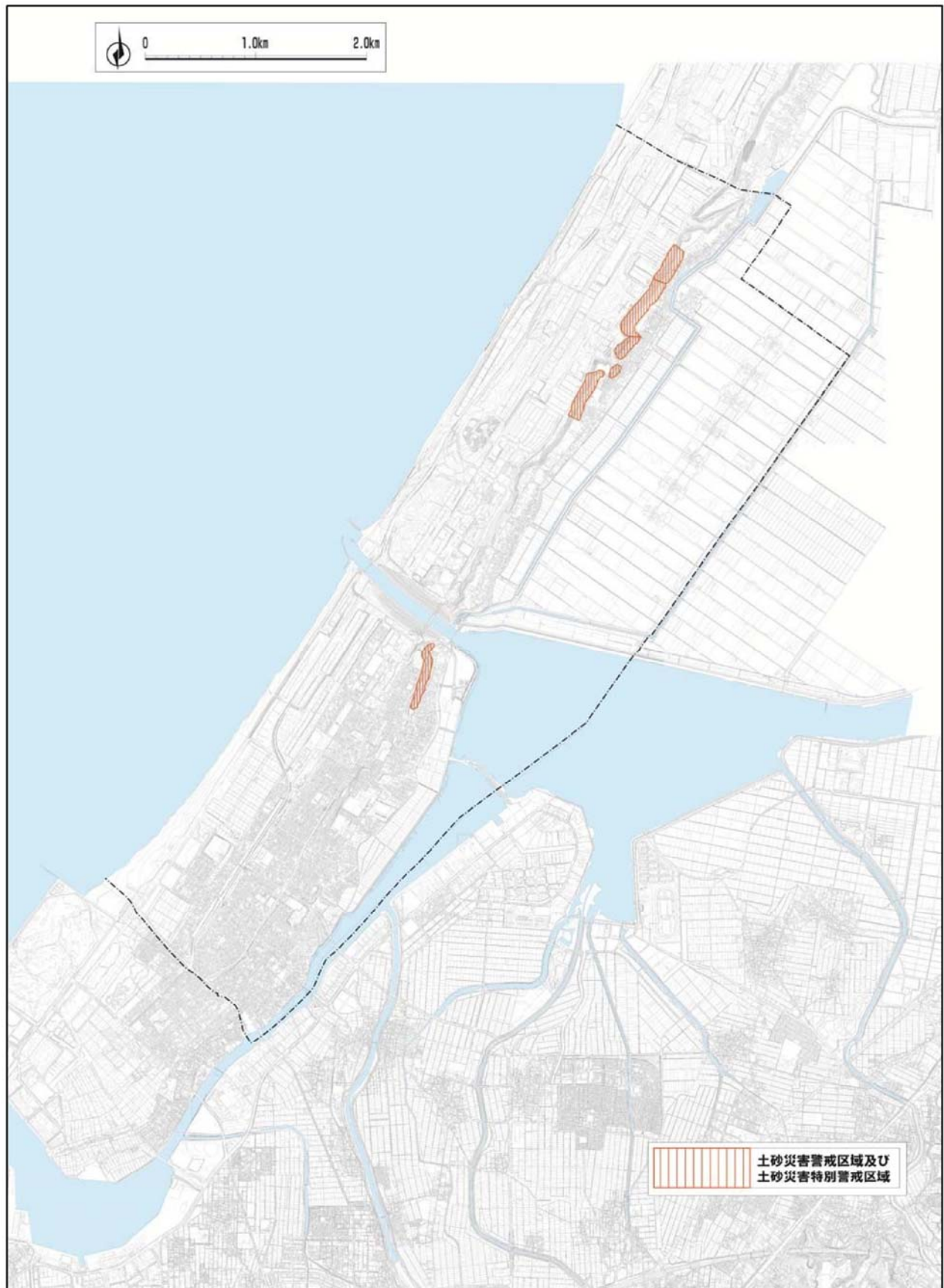
(出典:内灘町地域防災計画 H30.2)

▼液状化マップ



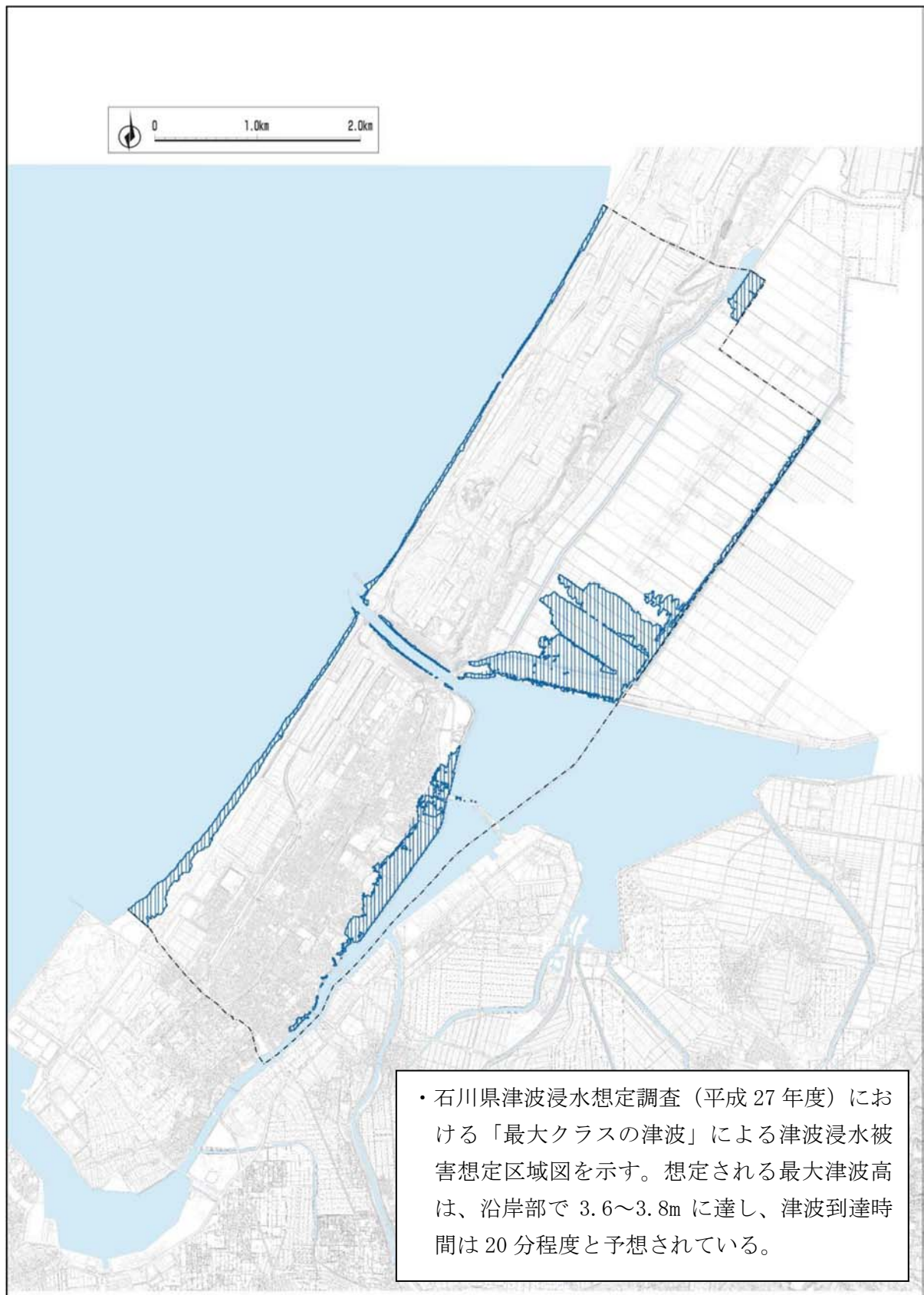
(出典:内灘町地域防災計画 H30.2)

▼土砂災害計画区域及び土砂災害特別警戒区域図



(出典:内灘町地域防災計画 H30.2)

▼津波浸水想定区域図



（出典：内灘町地域防災計画 H30.2）

2) 過去の地震

石川県内に被害をもたらした地震とその被害状況は、次の表のとおりです。

▼ 県内に被害をもたらした地震とその被害状況(明治以降)

発生年月日 (年 号)	震源地域又は名称 北緯 東経	マグニチュード	震 度		被 害 の 概 況
			金 沢	輪 島	
1891. 10. 28 (明治 24)	濃尾地震 35.6° 136.6°	8.0	4		全体被害：死者 7,273 人、建物全壊 14 万棟余、半壊 8 万棟余、山崩れ 1 万箇所余 石川県：家屋全壊 25 棟
1892. 12. 9 (明治 25)	能登南西部地震 37.1° 136.7°	6.4	4		能登：家屋、土蔵の損壊、11 日にも同程度の地震があり、羽咋郡で死者 1 人、全壊 2 棟
1896. 4. 2 (明治 29)	能登半島 37.5° 137.3°	5.7	1		能登半島：蛸島村で土蔵倒壊 2 棟、家屋損壊 15 棟、禄剛崎灯台破損
1930. 10. 17 (昭和 5)	大聖寺地震 36.3° 136.3°	6.3	3	3	大聖寺、吉崎、小松付近：砂丘による崖崩れ、亀裂有り、佐美山長さ 150m にわたる崖崩れ、死者片山津 1 人
1933. 9. 21 (昭和 8)	七尾湾地震 37.1° 136.8°	6.0	2	4	能登半島：鹿島郡で死者 3 人、家屋倒壊 2 棟、破損 143 棟
1944. 12. 7 (昭和 19)	東南海地震 33.8° 136.6°	7.9	3	4	全体被害：静岡、愛知、三重などで被害。死・不明者 1,223 人、住家全壊 17,599 棟など。 石川県：住家全壊 3 棟
1948. 6. 28 (昭和 23)	福井地震 36.2° 136.2°	7.1	4	4	全体被害：死者 3,769 人、家屋倒壊 36,186 棟、半壊 11,816 棟、焼失 3,851 棟など。 石川県：大聖寺、塩屋、瀬越、橋立、三木、片山津、南郷：負傷者 453 人、家屋全壊 802 棟、半壊 1,274 棟など
1952. 3. 7 (昭和 27)	大聖寺沖地震 36.5° 136.2°	6.5	3	4	石川、福井両県：死者 7 人、負傷者 8 人、家屋半壊 4 棟、破損 82 棟、焼失 27 棟

発生年月日 (年 号)	震源地域又は名称 北緯 東経	マグニチュード	震 度		被 害 の 概 況
			金 沢	輪 島	
1964. 6. 16 (昭和 39)	新潟地震 38.4° 139.2°	7.5	2	4	全体被害：死者 26 人、家屋全壊 1,960 棟、半壊 6,640 棟、浸水 15,298 棟、船舶など津波の発生や新潟市内では、地盤の流動がみられた。 石川県：津波により穴水湾を主に床上浸水 4 棟、床下浸水 131 棟、田畑冠水
1983. 5. 26 (昭和 58)	日本海中部地震 40.4° 139.1°	7.7	1	3	全体被害：死者 104 人、負傷者 163 人、建物全壊 934 棟、半壊 2,115 棟、流出 52 棟、船沈没 255 船、船流出 451 船、船破損 1,187 船など。 石川県：津波により負傷者 8 人、住家破損 2 棟、床上浸水 3 棟、床下浸水 3 棟
1985. 10. 18 (昭和 60)	能登半島沖 37.4° 136.6°	5.7	2	4	負傷者 1 人、文教施設 29 棟、被害総額 1,800 万円
1993. 2. 7 (平成 5)	能登半島沖地震 37.4° 137.2°	6.6	4	5	地震の概要：平成5年2月7日、22時27分頃能登半島沖でマグニチュード 6.6 の地震があり輪島で震度5の強震を記録したほか、金沢、富山、高田、伏木でも震度 4 を記録するなど、北陸地方を中心に東北から中国地方の広い範囲で地震を記録した。この地震により、珠洲市を中心に次のような被害が出た。 被害状況：負傷者 29 人、住家全壊 1 棟、住家半壊 20 棟、一部破損 1 棟、非住家 14 棟、道路被害 142 箇所、水道断水 2,355 棟など被害総額約 42 億円
1993. 7. 12 (平成 5)	北海道南西沖地震 42.8° 144.4°	7.8		1	全体被害：死不明者 231 人、負傷者 305 人、住家全壊 567 棟、住家半壊 299 棟、一部破損 2,691 棟、被害船舶 1,715 船 など 石川県：輪島市、珠洲市、富来町、津波による船舶被害 24 船

発生年月日 (年 号)	震源地域又は名称 北緯 東経	マグニチュード	震 度		被 害 の 概 況
			金 沢	輪 島	
1995. 1. 17 (平成 7)	兵庫県南部地震 34.6° 135.0°	7.2	3	3	地震の概要：平成7年1月17日、5時46分、兵庫県南部でマグニチュード7.2の地震があり、最大神戸等で震度7を記録したほか、京都等で震度5、大阪等では震度4を記録し、九州から関東・北陸までの広い地域で有感となった。この地震により、県内では金沢・輪島で震度3を記録した。 全体の被害：死者6,433人、不明3人、負傷者43,792人以上、住家全壊104,906棟、半壊144,274棟と、1900年代では関東大震災に次ぐ地震被害となった。
2000. 6. 7 (平成 12)	石川県西方沖 36.5° 135.3°	6.2	3	4	地震の概要：平成12年6月7日、7時6分、石川県西方沖でマグニチュード6.2の地震があり、小松市で震度5弱を記録したほか、北陸で震度1～4、東北、中部、近畿、中国、四国地方で震度1～3を記録した。
2002. 11. 17 (平成 14)	石川県加賀地方 36.3° 136.7°	4.7	2	2	石川県河内村直海、吉野谷村町原、尾口村女原で震度4を観測したほか新潟県から京都府にかけてと岐阜・長野県で震度1から3を観測した。この地震による被害は、吉野谷村で一部道路破損1箇所、給水管破損1件、水道断水1棟で、河内村で、非住家一部破損1棟であった。
2007. 3. 25 (平成 19)	能登半島地震 37.2° 136.7°	6.9	4	6強	地震の概要：平成19年3月25日、9時41分、能登半島沖でマグニチュード6.9の地震があり、能登地方を中心に七尾市、輪島市、穴水町で最大震度6強、志賀町、中能登町、能登町で震度6弱、珠洲市で震度5強、羽咋市、かほく市、宝達志水町で震度5弱を観測したほか、加賀地方でも震度4～3を観測した。 被害状況：死者1人、負傷者：338人、住家全壊686棟、住家半壊1,740棟、一部損壊26,959棟、非住家被害4,484棟

発生年月日 (年 号)	震源地域又は名称 北緯 東経	マグニチュード	震 度		被 害 の 概 況
			金 沢	輪 島	
2011. 3. 11 (平成 23)	東北地方太平洋沖地震 38.1 ° 142.9 °	9.0	3	3	地震の概要：平成 23 年 3 月 11 日、14 時 46 分、三陸沖を震源とするマグニチュード 9.0 の地震があり、最大震度は宮城県栗原市で 7。東北から関東にかけての東日本一帯に地震と津波による甚大な被害と原発事故をもたらした。石川県での被害はなかった。被害状況：死者行方不明者約 19,000 人、全壊・半壊 39 万戸以上、ピーク時の避難者 40 万人以上など
2016. 4. 14 (平成 28)	熊本地震(前震) 32.4 ° 130.5 °	6.5 (暫定値)	1		被害状況：死者 98 人、負傷者 2,421 人 住宅全壊：8,198 棟、半壊：29,761 棟 一部損壊：138,102 棟 非住家被害：2,784 棟 (内閣府 H28. 9. 14 公表資料より)
2016. 4. 16 (平成 28)	熊本地震(本震) 32.4 ° 130.5 °	7.3 (暫定値)			

※ 「理科年表」(出版:国立天文台 1998)、「日本の地震活動—被害地震から見た地域別の特長<追補版>」

(出版:総理府地震調査研究推進本部地震調査委員会 平成 11 年 3 月)

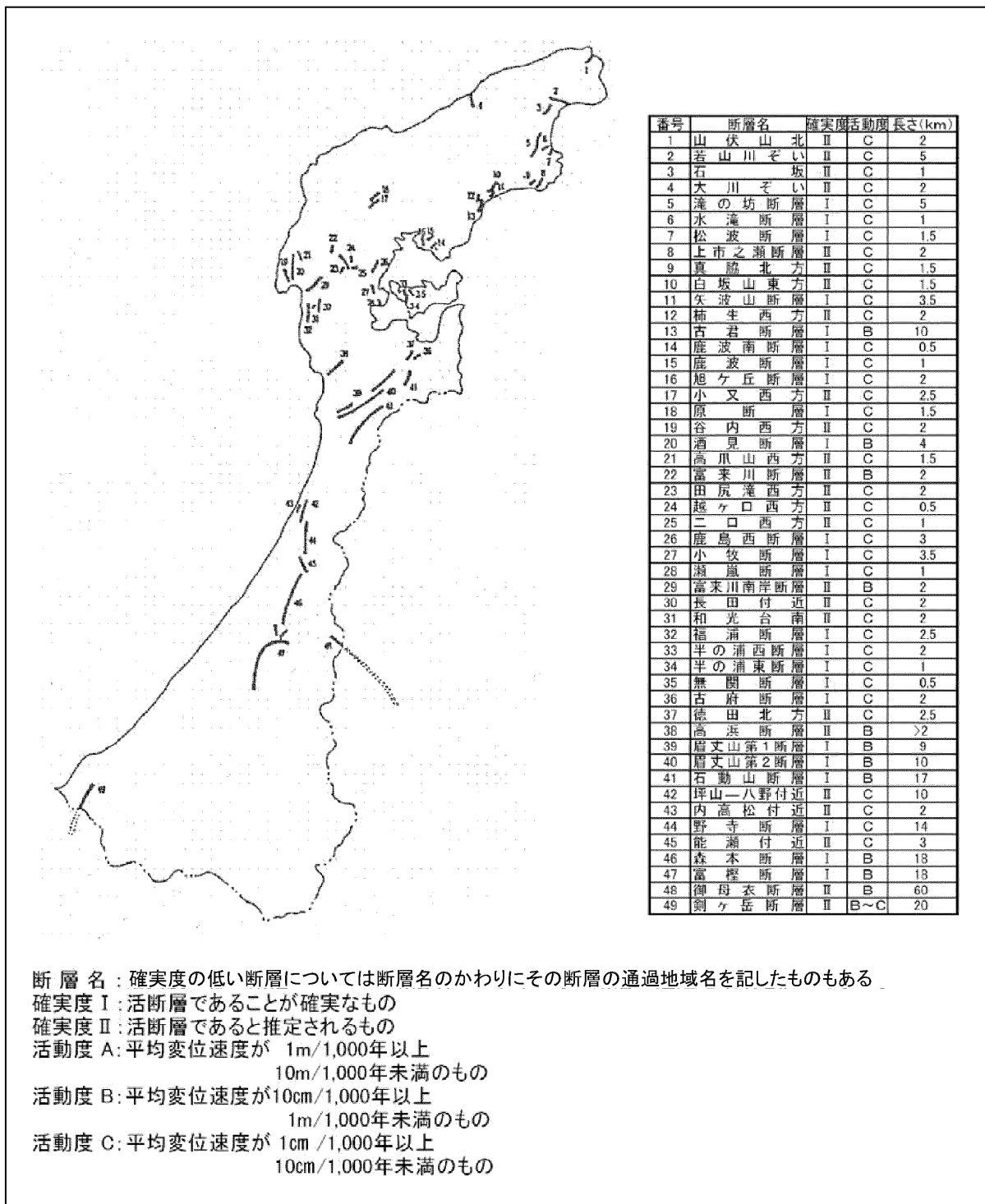
(出典:石川県地域防災計画(一部抜粋・追加) H29.5)

3) 県内の活断層

一般的に、数十万年前以降に繰り返し活動し、将来も活動することが推定される断層を活断層といいます。

ただし、活断層が明らかになっていない地域でも地震は発生しているため、活断層の有無によって地震の発生を判断することはできません。

▼ 石川県の活断層



(出典：石川県地域防災計画 H29.5)

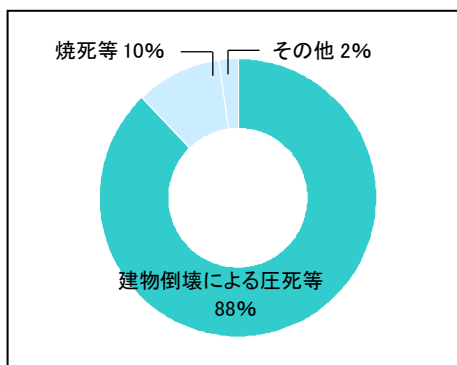
1-4 耐震化の必要性

東海、東南海、南海、首都直下型などの大地震の脅威が切迫し、いつどこで発生するかわからない地震に対して備えておく必要があります。過去の地震被害の多くは建築物の倒壊等によるものであったことから、住宅・建築物の耐震化を図ることは地震対策を行う上で重要といえます。

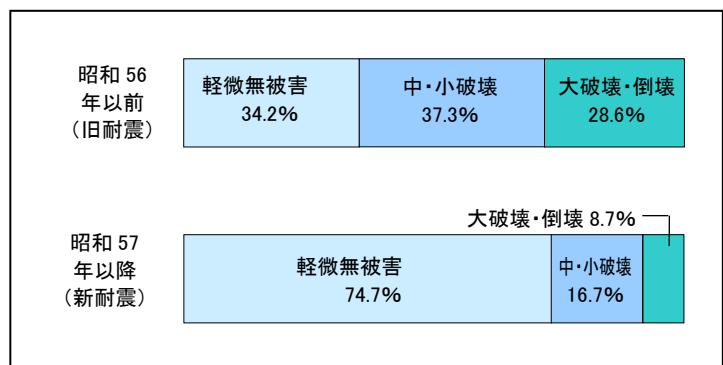
1) 過去に発生した大規模地震の概要

① 兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）（平成7年1月17日、震度7）

内陸で発生した直下型地震であり、神戸市を中心とした阪神地域等に甚大な被害をもたらしました。10万棟を超える家屋が全壊し、6,433人を超える死者が出ました。地震による直接的な死者数は5,502人で、このうち被害者の約9割（4,831人）は住宅の下敷きなどにより命を奪われたことがわかっています。さらには、倒壊した建築物等は、火災の発生や避難、救援・消火の妨げ、がれきの発生等により被害の拡大を招きました。また、昭和56年以前の建築物（旧耐震^{※1}の建築物）に大きな被害が出ていることもわかっています。



（出典：兵庫県警察本部）



（出典：平成7年 阪神・淡路大震災建築震災調査委員会報告）

② 能登半島地震（平成19年3月25日、震度6強）

能登半島沖を震源に発生し、住家被害は、全壊686棟、半壊1,740棟、一部損壊26,959棟の合わせて29,385棟にのぼり約2,600人を超える人々が避難所生活を余儀なくされました。

▼ 能登半島地震



※1 旧耐震・新耐震：昭和55年に建築基準法における構造規定が改正され、昭和56年6月1日に施行された。その新たな基準で建築されたものを「新耐震（建築物）」、それ以前のを「旧耐震（建築物）」という。本計画では、昭和56年以前に建築された建築物を旧耐震、昭和57年以降に建築された建築物を新耐震として算出している。

③ 東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）（平成 23 年 3 月 11 日、最大震度 7）

太平洋三陸沖を震源に発生し、東北から関東にかけて広範囲で強い揺れを観測しました。また、太平洋沿岸を中心に高い津波が襲い、東日本一帯に甚大な被害をもたらし、死者行方不明者は約 19,000 人、建物の全壊・半壊 39 万戸以上、避難者は 40 万人以上となりました。

▼ 東日本大震災で倒壊した家屋



④ 熊本地震（平成 28 年 4 月 14 日、4 月 16 日、最大震度 7）

熊本県熊本地方を震源にマグニチュード 6.5 の地震、その後、マグニチュード 7.3 の地震が発生しました。被害状況は死者 98 人、負傷者 2,421 人となっており、住宅全壊は 8,198 棟、半壊 29,761 棟となり、多くの方が避難を余儀なくされました。

▼ 熊本地震で倒壊した家屋

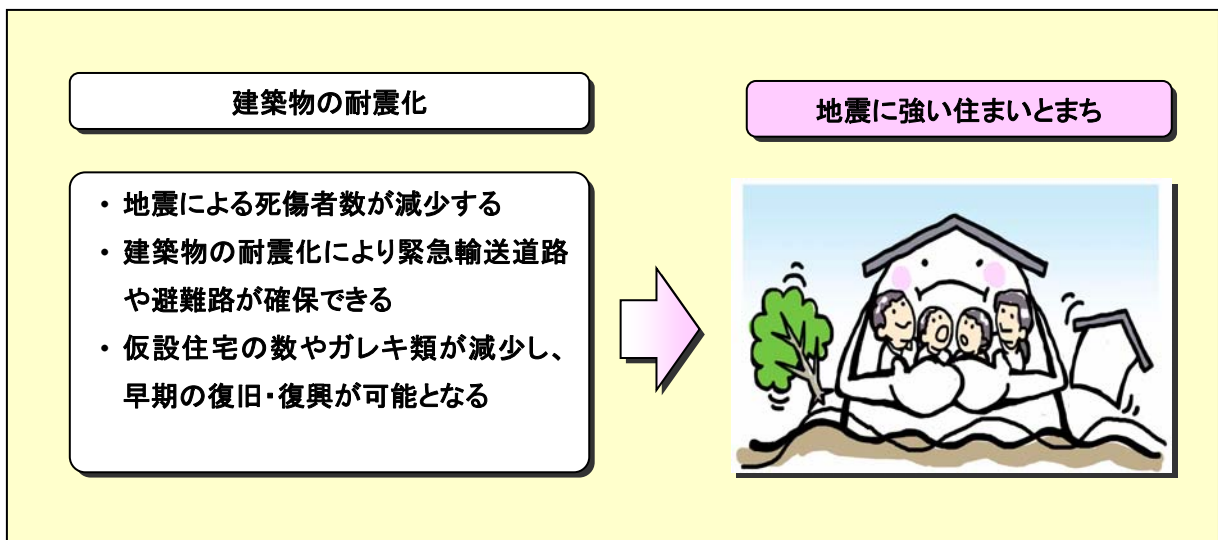


(出典：熊本地震の概ね3カ月間の対応に関する検証報告書 H29.3)

2) 大地震から生命・財産を守るには住宅・建築物の《耐震化》が効果的

地震の発生を阻止したり予想したりすることは難しいですが、地震の発生による被害を軽減することは可能です。住宅・建築物が倒壊することにより、死傷者の発生や延焼火災の発生、消火・救援・避難活動の遅れ（道路が通行できない）などの被害が大きくなることがわかっています。

住宅・建築物を倒壊しないようにすること《耐震化》が、多くの生命や財産を守るために有効かつ効果的な方法です。



[参考]

▼木造建物に関する建築基準法と技術の変遷について

建築基準法は、建物を建てるために最低限必要な事項を定めています。1978年（S53）に起きた宮城県沖地震の被害を教訓に1981年（S56）に必要壁量が見直されるなど、耐震性の強化が図られました。その為、これ以前に建てられた建物は、耐震性に不安がある事が知られています。

建築年度で住宅の耐震性を確認してください ～皆さんの住宅の建築年度から耐震性の判断を行ってください～				
和暦	西暦	地震年表	建築基準の変遷	判定
	1940		1920年 市街地建築物法施行	現行の耐震基準と大幅に異なっています。専門家による耐震性のチェックをして下さい。
	1942			
	1944		1924年 市街地建築物法の大改正	
	1946			
	1948	1948年 福井地震 (M7.1)		
S25	1950		1950年 建築基準法施行 壁量の規定	
	1952			
	1954			
	1956			
	1958			
S35	1960		1959年 建築基準法改正 壁量の強化	壁量不足の可能性が高いと思われます。専門家による耐震性のチェックをして下さい。
	1962			
	1964	1964年 新潟地震 (M7.5)		
	1966			
	1968	1968年 十勝沖地震 (M7.9)		
S45	1970		1971年 建築基準法改正 基礎の布基礎化	
	1972			
	1974			
	1976			
	1978	1978年 宮城県沖地震 (M7.4)		
S55	1980		1981年 建築基準法改正 壁量の再強化(新耐震基準)	壁量は十分ですが、接合部や壁の配置バランスの改善が必要な可能性があります。
	1982			
	1984			
	1986			
	1988			
H2	1990			
	1992			
	1994			
	1996	1995年 阪神・淡路大震災 (M7.3)		
	1998			
H12	2000	2000年 鳥取西部地震 (M7.3)	2000年 建築基準法改正	現行の建築基準です。
	2002			
	2004	2003年 十勝沖地震 (M8.0) 2004年 新潟県中越地震 (M6.8)		
	2006			
	2008	2007年 能登半島地震 (M6.9) 2008年 岩手・宮城内陸地震 (M7.2)		
H22	2010			
	2012	2011年 東日本大震災 (M9.0)		
	2014			
	2016	2016年 熊本地震 (M7.3)		

(出典：石川県建築住宅課 HP：http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kenju/shinsei/y-kenju/matizukuri2-2.html H29.6)



耐震化の現状と目標

2-1 住宅の耐震化の現状と目標

1) 耐震化の現状

内灘町全体の住宅における現状耐震化率^{※1}は、平成 28 年度末で 78%となっています。

▼ 各地区の現状耐震化率

内灘町	総数 ^{※2}	耐震性 ^{※3}		耐震化率
		耐震性あり ^{※3}	耐震性不十分	
	A	B	C	B/A
① 向栗崎	1,163	876	287	75%
② アカシア	461	300	161	65%
③ 旭ヶ丘	302	199	103	66%
④ 緑台	631	453	178	72%
⑤ 千鳥台	938	861	77	92%
⑥ 向陽台	521	401	120	77%
⑦ 鶴ヶ丘東	1,101	785	316	71%
⑧ 鶴ヶ丘西	658	480	178	73%
⑨ 鶴ヶ丘北	430	282	148	66%
⑩ 大根布	1,176	954	222	81%
⑪ 大清台	243	195	48	80%
⑫ 大学	229	187	42	82%
⑬ ハマナス	275	275	0	100%
⑭ 宮坂	253	173	80	68%
⑮ 白帆台	605	605	0	100%
⑯ 西荒屋	331	233	98	70%
⑰ 室(湖西含)	181	126	55	70%
合計	9,498	7,385	2,113	78%

※1 耐震化率 : 耐震性のある建築物数の総建築物数に対する割合。

※2 総数 : 固定資産台帳を基に算出した戸数で、空き家を除いている。

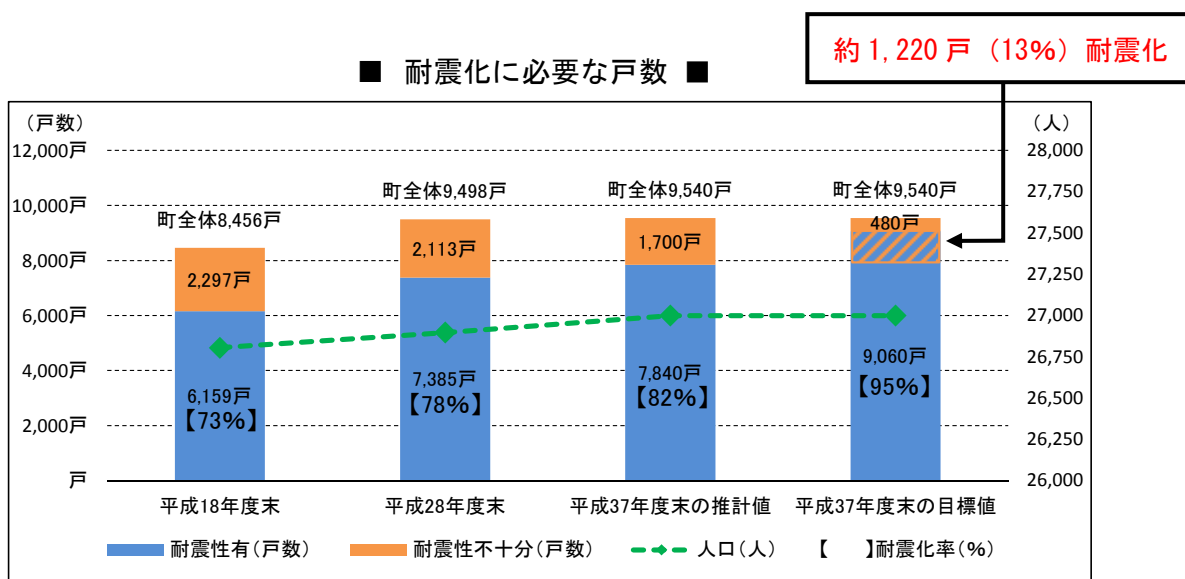
※3 耐震性あり: 昭和 57 年以降建築(新耐震)された建築物数と昭和 56 年以前建築(旧耐震)された建築物数のうち耐震性のある建築物。昭和 56 年以前の耐震性ありについては、国の調査に基づく耐震性あり掛率を乗じて建築物数を算出。



2) 耐震化の目標

平成 28 年度に策定された「石川県耐震改修促進計画」では、住宅の耐震化率現状 78%を平成 37 年度に 95%にすることを目標に掲げています。

耐震化率の推計によると、平成 37 年度末に耐震化率は 82%に達することになっていますが、これまで以上に耐震化の啓発普及に努めるとともに耐震診断・耐震改修に対する支援制度の活用を促進し、約 1,220 戸（13%）の耐震化を図り、耐震化率目標 95%の達成を目指していきます。



※平成 37 年度末の耐震化率は、平成 18 年度末と平成 28 年度末の値をもとに線形回帰にて算出した値である。

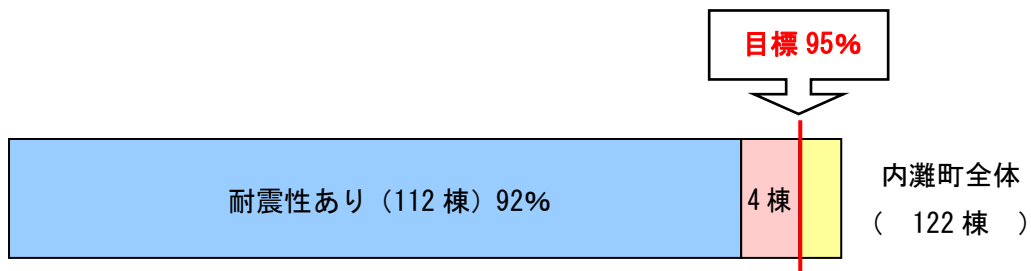
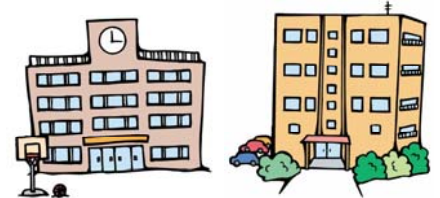
※平成 37 年度末の人口推計は、内灘町人口ビジョン（平成 27 年 10 月）による。

2-2 多数の者が利用する建築物等の耐震化の現状と目標

1) 多数の者が利用する特定建築物（耐震改修促進法第14条第1号に掲げる建築物）

平成28年度に改定された「石川県耐震改修促進計画」では、多数の者が利用する建築物の耐震化率現状86%を平成37年度に95%にすることを目標に掲げています。

町の多数の者が利用する建築物の現状耐震化率は、92%となっています。多数の者が利用する建築物の総数は122棟で、このうち耐震性のあるものは98棟です。平成37年度末までに県の目標95%を達成するためには、4棟の耐震化が必要となります。



▼ 多数の者が利用する建築物の各用途内訳

用 途		総棟数	耐震化率		耐震化率 B/A
			耐震性 あり	耐震性 不十分	
学 校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	39	39	0	100%
	上記以外の学校	21	13	8	62%
体育館（一般公共の用に供されるもの）		3	3	0	100%
病院、診療所		11	11	0	100%
集会場、公会堂		1	1	0	100%
ホテル、旅館		1	1	0	100%
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍、下宿		36	34	2	94%
事務所		1	1	0	100%
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター、その他これらに類するもの		2	2	0	100%
幼稚園、保育所		1	1	0	100%
公衆浴場		2	2	0	100%
保健所、税務署、その他これらに類する公益上必要な建物		4	4	0	100%
町全体の合計		122	112	10	92%

2) 危険物を貯蔵、処理する建築物（耐震改修促進法第6条第2号）

火薬類、石油類、その他一定数量以上の危険物の貯蔵、処理を行う建築物は、地震発生時に万が一倒壊に至った場合、多大な被害につながるおそれがあります。

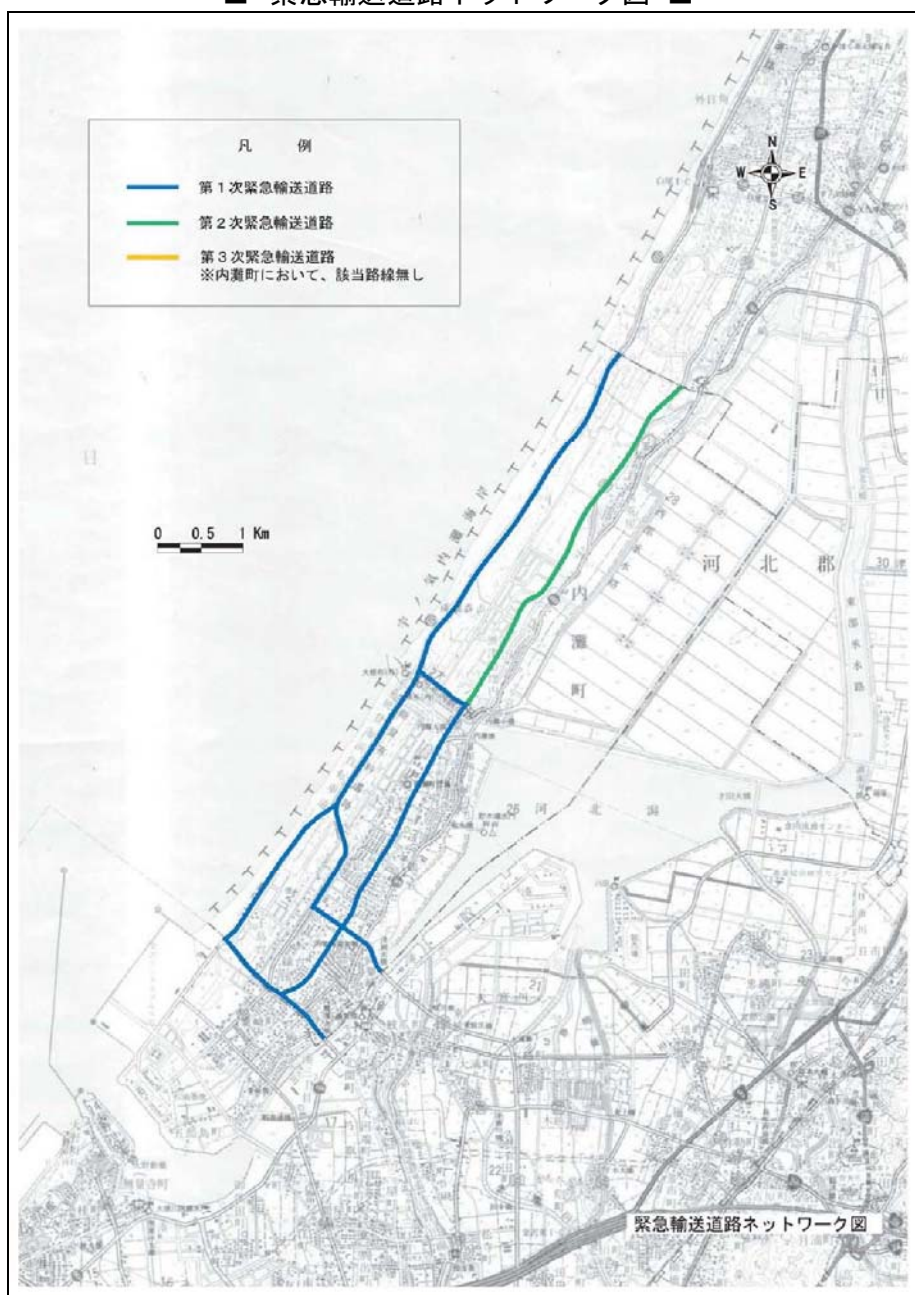
町の調査では、危険物を貯蔵、処理する建築物が町内に7施設あり、このうち旧耐震の建築物が1施設あることがわかっています。

3) 災害時に道路閉塞が懸念される建築物（耐震改修促進法第6条第3号）

町では耐震改修等促進計画で指定する避難路を内灘町地域防災計画で定める緊急輸送道路と定めています。

町の調査では、緊急輸送道路の沿道には災害時に道路閉塞が懸念される建築物はありません。

■ 緊急輸送道路ネットワーク図 ■



(出典:内灘町地域防災計画 H30.2)

4) 緊急安全確認大規模建築物

平成 25 年の耐震改修促進法の改正により、不特定多数の者が利用する大規模な建築物は要緊急安全確認大規模建築物と位置づけられ、これに該当する建築物は耐震診断の結果の報告が義務付けられました。

町には、要緊急安全確認大規模建築物に該当する建築物はありません。

5) 要安全確認計画記載建築物

平成 25 年の耐震改修促進法の改正により、耐震改修等促進計画で指定する重要な避難路の沿道で、地震による倒壊で道路を閉塞する可能性がある避難路沿道建築物と石川県が指定する防災拠点建築物は、要安全確認計画記載建築物と位置づけられ、これに該当する建築物は耐震診断の結果の報告が義務付けられました。

町には、要安全確認計画記載建築物に該当する建築物はありません。

3章

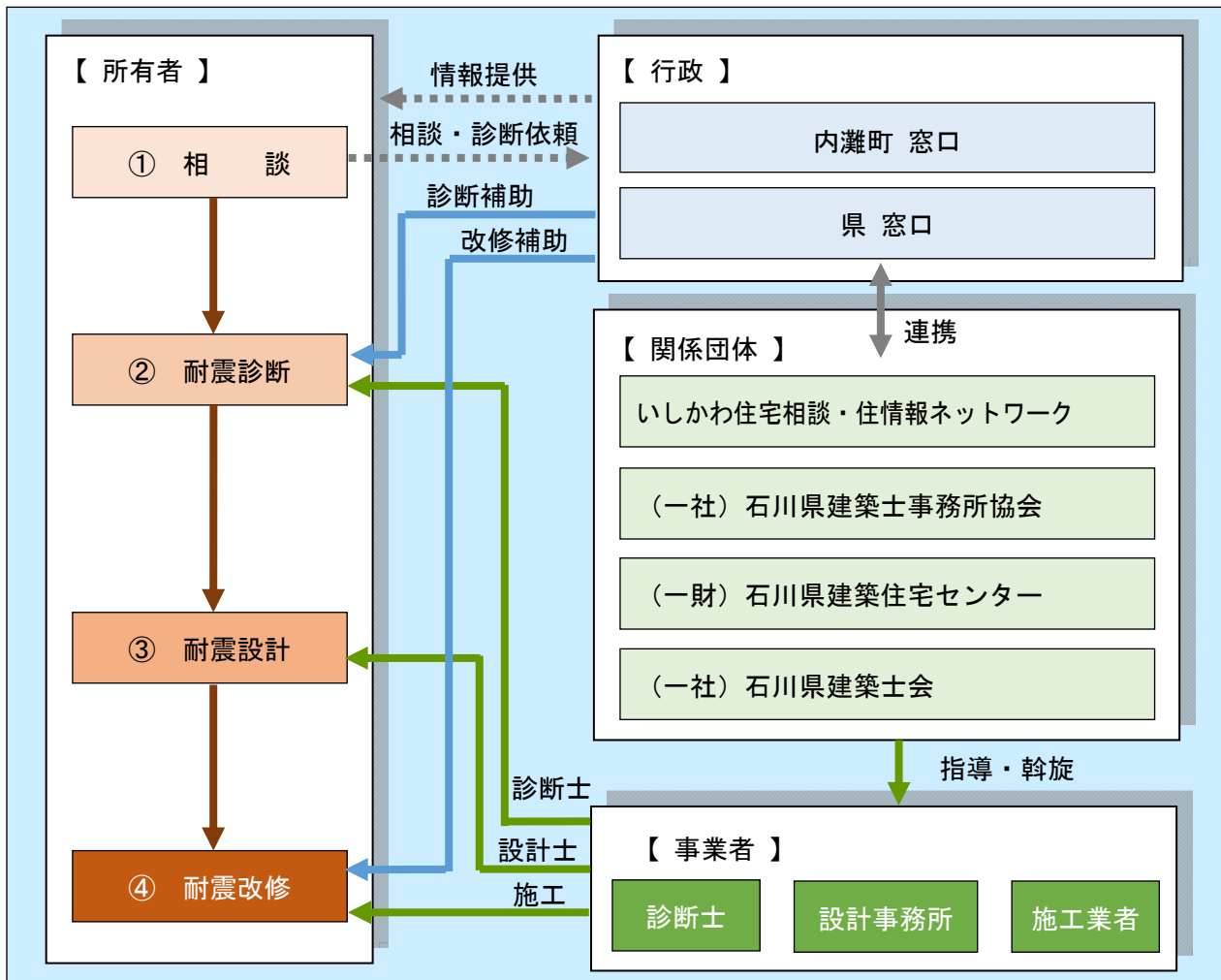
耐震化への取り組み

3-1 耐震化の方針

1) 住宅の耐震化

町は、耐震化へ向けて県や関係団体と連携した支援体制づくりを行い、所有者のみなさまが耐震改修を実施しやすい環境を整備しています。

■ 耐震改修の流れと支援体制のイメージ ■



2) 多数の者が利用する建築物等の耐震化

地震により倒壊した場合、大きな被害をもたらすことが想定される多数の者が利用する建築物については、啓発普及活動を通じて耐震化を呼びかけます。

緊急性の高い建築物（避難施設や防災拠点、災害時要援護者施設 など）については優先的に耐震化を促進していきます。特に公共建築物については、早期に耐震化を実施していきます。

3-2 耐震診断、耐震改修の助成制度

1) 耐震診断の支援・補助制度

建物の耐震化を促進するためには、耐震改修工事を実施することが効果的です。町では、木造住宅を対象に所有者の費用負担を軽減するために耐震診断や耐震改修の支援・補助等を行っています。

※各支援・助成制度の詳細は、町のホームページや窓口にてご確認ください。

※下記に記載する各支援・助成制度は、平成30年4月現在のものです。

支援・補助対象建築物

- ・在来軸組構法、伝統的構法及び枠組壁構法による、一戸建て木造住宅
- ・昭和56年5月31日以前に建築され、または工事に着手したもの

① 簡易耐震診断の支援制度

建築物の耐震性が確保されているのかを判断するためには、耐震診断を行う必要があります。簡易耐震診断は、要件を満たせば自己負担なしで耐震診断を行える制度です。図面がない場合でも、一定の自己負担で耐震診断を受けられます。

※耐震改修工事の補助を受ける場合、次の「②耐震診断」を行う必要があります。

② 耐震診断の助成制度

住宅の耐震性が確保されているのかを判断するために実施する耐震診断の費用を一部補助する制度を設けています。

③ 耐震改修の助成制度

耐震診断の総合評点1.0未満（やや危険以下）と判定された住宅を対象とし、総合評点1.0以上となる耐震改修工事を行う所有者に対して、改修工事費の一部を補助する制度を設けています。また、重点地区は補助金額の限度額を上げ、耐震化の促進を図っています。

▼【参考】耐震診断の評価と判定

	◎	評点 1.5 以上	倒壊しない
	○	評点 1.0 以上 1.5 未満	一応倒壊しない
	△	評点 0.7 以上 1.0 未満	倒壊する可能性がある
	×	評点 0.7 未満	倒壊する可能性が高い

■ 耐震改修助成制度における重点地区 ■



重点地区とは、内灘町耐震改修促進計画に定める緊急輸送道路のほか、主要幹線道路の沿道

2) その他の制度

耐震改修を行った旧耐震の住宅を対象に所得税の控除や固定資産税の減免等を受けられる制度があります。また、耐震改修工事を対象とした融資制度があります。

①所得税の特別控除制度（耐震改修に関する特例措置）

住宅の耐震改修工事に要した費用の一部について、所得税額の控除を受けることができます。

[詳細情報：国土交通省 HP http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000025.html H29.4]

②固定資産税の減免制度（耐震改修に関する特例措置）

一定の耐震改修を行った住宅にかかる固定資産税額の減額が受けられます。

[詳細情報：国土交通省 HP http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000025.html H29.4]

③住宅金融支援機構による融資制度

住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）では、住宅や賃貸住宅の耐震改修を行う場合に融資を受けることができます。

融資の条件は、年齢や工事内容等によって異なります。詳細は住宅金融支援機構のホームページをご確認ください。

[詳細情報：（独）住宅金融支援機構 HP http://www.jhf.go.jp/loan/ki_jyun/kensetsu_reform.html H28.12]

3-3 相談体制の強化

耐震化へ向けて町の相談窓口の充実を図ります。また、県や関係団体とも連携を強化し、住民の相談に対応できる環境整備を目指します。

1) 町の窓口強化

住宅等の所有者の耐震化に関する、耐震診断、耐震改修、助成制度、地震対策等の疑問に対応できるように相談体制を強化していきます。

2) 県との連携

石川県建築住宅課、県土木事務所と連携し、町と県が情報を共有し、相談が行える体制づくりを強化していきます。

3) いしかわ住宅相談・住情報ネットワークとの連携

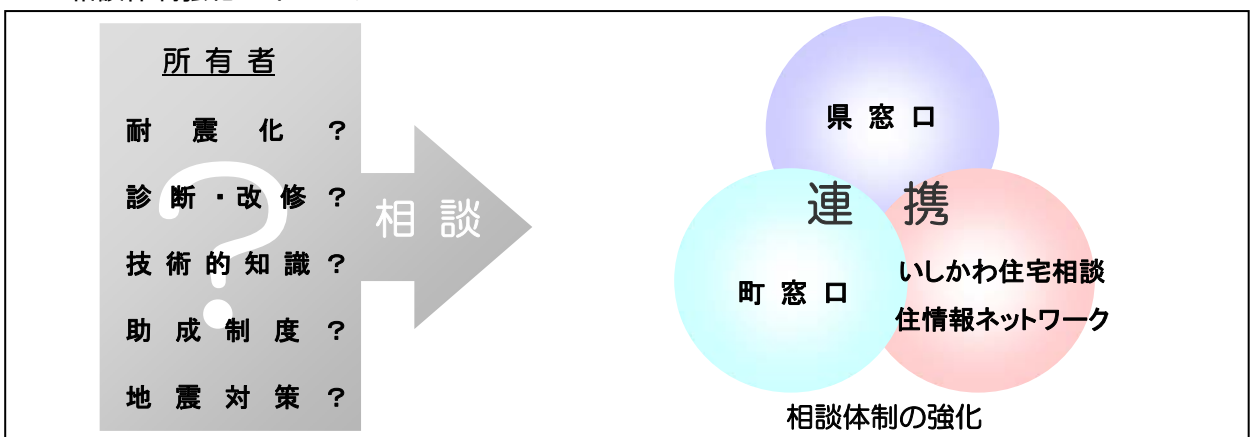
耐震診断、耐震改修の詳細な相談に対応できるように、いしかわ住宅相談・住情報ネットワークとの連携を図ります。

▼ 「いしかわ住宅相談・住情報ネットワーク」

「いしかわ住宅相談・住情報ネットワーク」は、県内の住宅相談に迅速で的確な対応を行うこと、並びに総合的な情報収集を行うことを目的として、県内の住宅相談を行っている主な機関が中心となって構成されています。		
会 員	(一社)石川県建築士事務所協会	NPO 法人バリアフリー総合研究所
	(一社)石川県建築士会	石川県消費生活支援センター
	(公社)石川県宅地建物取引業協会	(一財)石川県建築住宅総合センター
	(独)住宅金融支援機構北陸支店	

※ (一財) 石川県建築住宅総合センターHP : http://ikjc.jp/business_pages/b_teiki_houkoku.html

▼ 相談体制強化のイメージ



4) その他

耐震改修工事の際に悪徳業者から住民を守るために、建築士会・建築組合等と連携を図り、住民が安心して施工業者を選定できるような相談体制づくりを目指します。

3-4 啓発普及活動の充実

住宅・建築物の耐震化へ向けて助成制度を設け、相談体制の強化を行っても、住民の耐震改修への意識が向上しなければ耐震化は促進されません。町では、住民へ向けて耐震化に関する知識の啓発普及活動を行っていきます。また、別途アクションプログラムを策定し、耐震化を促す取組を実施していきます。

1) 啓発普及の方法

より多くの住宅・建築物の所有者へ耐震化に関する情報が提供されるように、さまざまなツールを利用して啓発普及を行っていきます。また、耐震改修を行う建築関連事業者に向けても情報の提供を行っていきます。

① 啓発普及用のパンフレット等の整備

(一財)日本建築防災協会の発行するパンフレットの活用や、新たな耐震改修促進PRパンフレットを作成するなど、啓発普及に必要なパンフレット等を整備します。

▼ (一財)日本建築防災協会のパンフレット

【住宅向け】

10の質問にしたがって、わずかな時間で住まいの耐震性を診断できる、いわば耐震化への入口です。住まいのどの部分が地震に対して弱いのかを知ることができます。

	点数の合計	判定・今後の対策
	10点	ひとまず安心ですが、念のため専門家に診てもらいましょう
	8~9点	専門家に診てもらいましょう
	7点以下	心配ですので、早めに専門家に診てもらいましょう

【多数の者が利用する建築物向け】

建物用途毎に耐震改修の事例を紹介しており、いろいろな改修方法を知ることができます。また、耐震診断や耐震改修の留意点についても知ることができます。

--	--	--

※ 一財団法人日本建築防災協会のHP (<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/seismic/pamphlet.html>) より入手できます (H26.7 発刊)。

(出典:(一財)日本建築防災協会)

② ホームページや広報の活用

町のホームページや広報を活用し、耐震化に関する情報を掲載します。

③ 地域防災訓練

地域防災訓練を活用し、地震被害に関する事例、住宅・建築物の耐震化の重要性、地震時の総合的な安全対策、震災時の防災対応などについて啓発普及を行い地震に強いまちづくりの意識向上を図っていきます。



(出典:内灘町防災マップ H22.10)

④ セミナーの開催

地域住民を対象とした出前講座や建築事業者を対象にしたセミナーを開催し、耐震化に関連する正しい情報の提供を行っていきます。

⑥ 起震車体験

地震の揺れを体験し、地震発生時に身を守るための行動や住宅の耐震化・家具の固定など、地震による被害を少なくする「減災」の重要性を理解していただくため、起震車体験を検討します。



(出典: 石川県ホームページ H22.10)

⑦ 住宅性能表示制度を活用した耐震化推進

住宅性能表示制度は、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく制度で、良質な住宅を安心して取得できる市場を形成するための制度です。既存住宅も対象となっており、耐震性能（構造躯体の倒壊防止、地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法）について評価を受けることが出来るので、耐震性の高い住宅ストックの形成を進めるため、住宅性能表示制度の活用について啓発に努めます。

なお、住宅性能表示制度を活用した住宅のメリットとして民間ローンの金利や地震保険の保険料などにおいて優遇措置が用意されています。

■ 住宅性能評価に付する標章 ■



(出典: (一社)住宅性能評価・表示協会 既存住宅の住宅性能表示制度 H12.4)

⑧ 身近にできる地震対策

地震対策を実施したくても「費用負担が大きい」、「補助制度の対象外である」等の理由により、対策の実施に踏み切れない所有者もいます。町では身近にできる地震対策の情報提供を行っていきます。

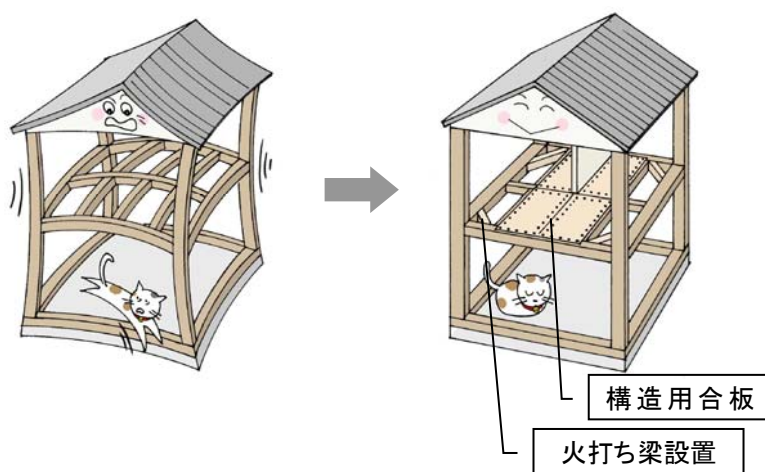
● 部分改修

既存住宅の1部屋の中に、鉄骨等によるフレームを組み込むことで、強い地震が来た場合に一時的に避難する場所を確保する方法（耐震シェルター）もあります。



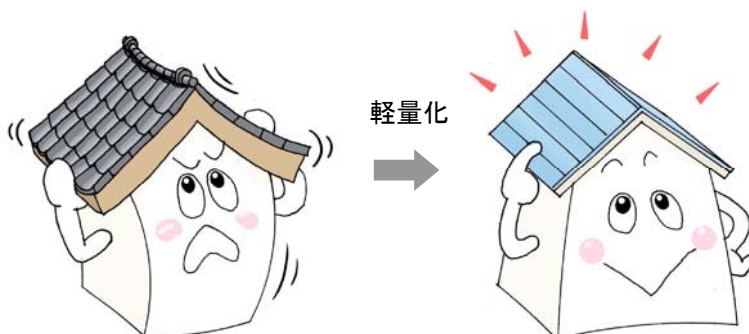
● 床の補強

地震の力に抵抗する耐力壁をうまく機能させるためには、耐力壁相互をつなぐ床面などを補強することも重要となります。床に火打ち梁や構造用合板を設置するなどの補強方法があります。



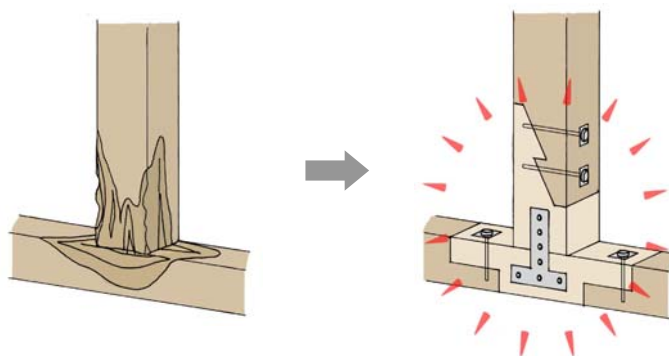
● 屋根の軽量化

住宅の耐震性を向上させる方法として、住宅が受ける地震力を小さくすることも有効です。重い屋根から軽い屋根などに葺き替え軽量化を図れば、住宅が受ける地震力が低減され耐震性が向上します。



● 部分の交換

柱、土台などの構造上重要な部材がシロアリなどによって被害を受け腐朽することがあります。このような場合は、腐朽した部分を新しい部材に交換し、健全な状態に戻す必要があります。



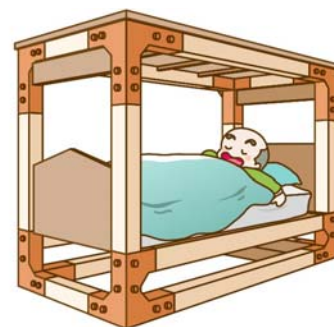
● 天井材の落下防止対策

地震発生時の建物内の天井材の落下防止対策として、建築物の所有者に対して早期点検を促すとともに、施工者に対して適切な施工方法及び補強方法に関する知識の普及を図ります。



● 防災ベット

就寝中に地震に襲われて住宅が倒壊しても、安全な空間を確保でき、命を守ることができることを目標として開発されたベッドがあります。



● 家具の転倒防止対策

住宅の耐震性の有無に関わらず、地震発生時の家具の転倒防止対策は、最も身近に行える地震対策のひとつです。啓発普及活動等を通じて、家具転倒時の危険性、転倒防止方法、家具配置への配慮方法に関する知識の普及を図っていきます。



● 耐震家具

テーブル等の天板が耐圧性に富み、その下に避難できるなど、耐震性に配慮した家具があります。



● 窓ガラスの屋外看板等の落下防止

地震発生時の窓ガラスや屋外看板等の落下防止対策として、所有者に対して早期点検を促すとともに施工者に対して適切な施工方法及び補強方法の普及を図ります。

【参考事例】

窓ガラスの落下防止対策として飛散防止フィルムを貼る方法があります。飛散防止フィルムを貼るときは、飛散防止効果のあるフィルムであるかを確認した上、専門のメーカーや工事に依頼してフィルムを貼ってもらうのが一般的です。



● ブロック塀の安全対策

過去の地震発生時に倒壊したブロック塀等による人的被害や道路閉塞などが起こっています。地震発生時のブロック塀倒壊による人的被害や道路閉塞などへの対策として、ブロック塀倒壊の危険性や適切な補強方法等に関する知識の普及を図ります。

▼ ブロック塀倒壊の危険性チェックポイント

古いブロック塀は以下の5項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。

1.基礎の根入れはあるか

コンクリートの基礎は、根入れ深さが 30 cm以上あるか

2.塀は高すぎないか

塀の高さは地盤から 2.2m以下か

3.控え壁はあるか

塀の長さ 3.4m以下ごとに、塀の高さの 1/5 以上突出した控え壁があるか

4.塀に鉄筋が入っているか

塀の中に直径 9mm 以上の鉄筋が、縦横とも 80 cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれにかぎ掛けされているか

5.塀は健全であるか

塀に傾き、ひび割れはないか。

